

# (本文 新旧対照表)

(基本方針)

## 新旧対照表「I 策定の趣旨」(「新」の修正箇所は全て朱書きにしてあります。)

ページ	項目番号	新	項目番号	旧
1	I 策定の趣旨	<p>近年、食品の製造・加工・保存技術等の飛躍的な進歩により、様々な食品が広域に流通するようになった一方で、食に関する諸問題が続発し、食品の安全性に対する不安や不信が高まり、消費者のための食品等の安全・安心の確保に向けた取組が強く求められています。</p> <p><u>全国有数の農水産物の生産地を有し、首都圏の大消費地にも接する本県では、生産地と消費地を併せ持つ特性を活かし、全県で地産地消を展開しておりますが、このような社会背景から、食品等の安全と安心の確保のため、関係者がそれぞれの責務や役割を認識し、共に力を合わせて取り組んでいくための枠組みとして、平成18年3月に「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」(以下「条例」という。)が制定されました。</u></p> <p><u>条例第7条に基づき、平成19年3月に策定された本方針は、生産から消費に至る安全性確保のために総合的に講ずべき施策を示すもので、本方針により、年度毎に具体的な事業や数値目標を設定し、食品の安全確保対策を実施してまいりました。</u></p> <p><u>この間も、「食」を取り巻く国内の状況は、食品を原因とする死亡事故の発生、食材の産地表示の偽装や異物混入、それに伴う消費者の「食の安全・安心」に対する意識の高まりなど、大きく変化してきています。</u></p> <p><u>そこで、国においては、平成21年9月に消費者行政の中心的役割を担う「消費者庁」を創設し、平成27年4月には食品表示の規定を統合した「食品表示法」が施行されました。また、食品衛生に関しては、国際標準の食品衛生管理手法である「HACCP」の義務化を視野に入れた自主衛生管理を推進するなど、様々な取組が進められています。</u></p> <p><u>本県においても、このような食品を巡る新たな動向に即応しながら食品等の安全・安心の確保に向けた取組を実践できるように、今回、基本方針の一部改正を行い、引き続き、食品関連事業者、消費者、行政が協働して施策を進めていくこととします。</u></p>	I 策定の趣旨	<p>近年、「食」を取り巻く状況は、食品の製造・加工・保存技術等の飛躍的な進歩により、様々な食品が広域的に流通するようになったことから、<u>大きく変化しています。</u></p> <p>一方で、食に関する諸問題が続発し、食品の安全性に対する不安や不信が高まり、現在、消費者のための食品等の安全・安心の確保に向けた取組が強く求められています。</p> <p><u>本県は、全国有数の農水産物の生産地を有し、全国に対する供給地であり、また、輸入食品を受け入れる成田国際空港や千葉港などを擁しており、更には、首都圏の大消費地に接し、生産地と消費地を併せ持ち、全県で千産千消を展開しております。</u></p> <p><u>このような状況の中、食品等の安全と安心の確保のため、関係者がそれぞれの責務や役割を認識し、共に力を合わせて取り組んでいくための枠組みとして、「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」(以下「条例」という。)が制定されました。</u></p> <p><u>本方針は、条例第7条の規定により、生産から消費に至る総合的な施策を実施するため、食品等の安全・安心の確保に関する基本的方向や総合的に講ずべき施策などを示すものです。</u></p> <p><u>これに基づき、食品関連事業者、消費者、行政が協働して、食品等の安全・安心確保のための取組を実践していくこととします。</u></p>

## 新旧対照表「Ⅱ 基本的な考え方」(「新」の修正箇所は全て朱書きにしてあります。)

ページ	項目番号	新	項目番号	旧
2	Ⅱ 基本的な考え方	<p>すべての県民が健康で安全・安心な食生活を営むうえで、食品等の安全・安心の確保は、欠くことのできないものであり、重要な課題です。</p> <p>食品等の安全・安心を確保するためには、生産から流通、消費に至るすべての過程において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づいて、総合的な対策を進める必要があります。</p> <p>また、食品関連事業者は、食品等の安全・安心の確保を最優先に取り組み、常に安全・安心な食品等を供給する責務を有し、消費者は、安全な食品を選択する権利を有する上で、食品等の安全・安心の確保についての理解を深めることが大切です。</p> <p>さらに行政は、生産、製造、販売などについて、施設などの監視や事業者に対する指導などの施策を推進する責務があります。</p> <p>食品関連事業者や消費者、行政がそれぞれの立場を認識し、県民の健康の保護が最も重要であるという基本認識の下、食品等の安全・安心の確保のため、一体となって取り組むことが重要です。</p> <p>こうしたことから、本方針では</p> <p>(1) 食品関連事業者、県の責務と消費者の役割を明確にし、</p> <p>(2) 総合的な施策を推進するため、</p> <p>①「安全で安心な食品」の生産と供給の促進</p> <p>②生産から消費までの総合的な食品等の監視・指導、検査体制の充実</p> <p>③消費者の安心・信頼の確保と関係者の相互理解の促進</p> <p>の三つの視点から施策の方向を定め、さらに、</p> <p>(3) 関係者が一体となって取り組むために、情報や意見の交換を行う</p> <p>リスクコミュニケーションの促進</p> <p>を盛り込むこととし、これらを基本的な考え方としています。</p>	Ⅱ 基本的な考え方	<p>すべての県民が健康で安全・安心な食生活を営むうえで、食品等の安全・安心の確保は、欠くことのできないものであり、重要な課題です。</p> <p>食品等の安全・安心を確保するためには、生産から流通、消費に至るすべての過程において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づいて、総合的な対策を進める必要があります。</p> <p>また、食品関連事業者は、食品等の安全・安心の確保を最優先に取り組み、常に安全・安心な食品等を供給する責務を有し、消費者は、安全な食品を選択する権利を有する上で、食品等の安全・安心の確保についての理解を深めることが大切です。</p> <p>さらに行政は、生産、製造、販売などについて、施設などの監視や事業者に対する指導などの施策を推進する責務があります。</p> <p>食品関連事業者や消費者、行政がそれぞれの立場を認識し、県民の健康の保護が最も重要であるという基本認識の下、食品等の安全・安心の確保のため、一体となって取り組むことが重要です。</p> <p>こうしたことから、本方針では</p> <p>(1) 食品関連事業者、県の責務と消費者の役割を明確にし、</p> <p>(2) 総合的な施策を推進するため</p> <p>①「安全で安心な食品」の生産と供給の促進</p> <p>②生産から消費までの総合的な食品等の監視・指導、検査体制の充実</p> <p>③消費者の安心・信頼の確保と関係者の相互理解の促進</p> <p>の三つの視点から施策の方向を定め、さらに、</p> <p>(3) 関係者が一体となって取り組むために、情報や意見の交換を行う</p> <p>リスクコミュニケーションの促進</p> <p>を盛り込むこととし、これらを基本的な考え方としています。</p>

## 新旧対照表「Ⅲ 食品関連事業者、県の責務と消費者の役割」(「新」の修正箇所は全て朱書きにしています。)

ページ	項目番号	新	項目番号	旧
3	Ⅲ	<p>食品関連事業者、県の責務と消費者の役割</p> <p>1 食品関連事業者の責務 食品関連事業者は食品等の安全・安心の確保に関して第一義的な責務を有することを認識し、食品の安全・安心の確保に係る知識及び技術を習得する必要があります。 また、生産・製造・加工、流通、販売等における管理履歴の記録・保存を行うとともに、<u>HACCP(危害分析重要管理点方式)</u>に基づく衛生管理手法を導入し、食品事故発生時の出荷停止や回収、再発防止、消費者への対応などについて、危機管理を行うことが必要です。 さらに、食品等の安全・安心の確保のため、食品関連事業者は、正確で適切な情報を積極的に提供するとともに、県の施策に協力し、また、意見の表明を行うことに努めます。</p> <p>2 県の責務 県は、県民の健康の保護と安心できる生活の確保を図るため、国や他の都道府県、市町村との連携と役割分担を踏まえ、食品等の安全・安心の確保に関する施策を策定し、実施する責務を有しています。 このため、<u>生産農場段階での農薬や動物用医薬品などの適正使用、疾病予防対策、製造・加工施設の衛生管理、適正な食品表示のための監視・指導</u>を実施するとともに、食品中の残留農薬、添加物などの検査の実施や検査技術の向上に努めます。 また、食品等の安全・安心に関する情報の収集・分析・提供、安全・安心に関する知識の普及・啓発、施策の策定や実施において県民の意見の反映、施策結果の公表に努めます。 さらに、生産から消費に至る各段階の関係者による自主的な活動を促進するため、情報の提供、助言などの支援に努めます。</p> <p>3 消費者の役割 消費者は、適切な食品の購入、保存・調理を行うことはもちろん、積極的に食品等の安全・安心の確保に関する知識を習得し、理解を深めるよう努めます。 また、県の施策などについて意見を表明することにより、安全・安心の確保に積極的にその役割を果たすとともに、県の施策に協力するよう努めるものとします。</p>	Ⅲ	<p>食品関連事業者、県の責務と消費者の役割</p> <p>1 食品関連事業者の責務 食品関連事業者は食品等の安全・安心の確保に関して第一義的な責務を有することを認識し、食品の安全・安心の確保に係る知識及び技術を習得する必要があります。 また、生産・製造・加工、流通、販売等における管理履歴の記録・保存を行うとともに、<u>総合衛生管理製造過程(以下「HACCP」という。)</u>に基づく衛生管理手法を導入し、食品事故発生時の出荷停止や回収、再発防止、消費者への対応などについて、危機管理を行うことが必要です。 さらに、食品等の安全・安心の確保のため、食品関連事業者は、正確で適切な情報を積極的に提供するとともに、県の施策に協力し、また、意見の表明を行うことに努めます。</p> <p>2 県の責務 県は、県民の健康の保護と安心できる生活の確保を図るため、国や他の都道府県、市町村との連携と役割分担を踏まえ、食品等の安全・安心の確保に関する施策を策定し、実施する責務を有しています。 このため、<u>農薬や動物用医薬品などの適正使用、生産農場段階での疾病予防対策、製造・加工施設の衛生管理、適正な食品表示のための監視・指導</u>を実施するとともに、食品中の残留農薬、添加物などの検査の実施や検査技術の向上に努めます。 また、食品等の安全・安心に関する情報の収集・分析・提供、安全・安心に関する知識の普及・啓発、施策の策定や実施において県民の意見の反映、施策結果の公表に努めます。 さらに、生産から消費に至る各段階の関係者による自主的な活動を促進するため、情報の提供、助言などの支援に努めます。</p> <p>3 消費者の役割 消費者は、適切な食品の購入、保存・調理を行うことはもちろん、積極的に食品等の安全・安心の確保に関する知識を習得し、理解を深めるよう努めます。 また、県の施策などについて意見を表明することにより、安全・安心の確保に積極的にその役割を果たすとともに、県の施策に協力するよう努めるものとします。</p>

## 新旧対照表「Ⅳ 施策の方向」(「新」の修正箇所は全て朱書きにしています。)

ページ	項目番号	新	項目番号	旧	
4	1	「安全で安心な食品」の生産と供給を促進します。 生産から消費に至る各段階の関係者による自主的な活動を支援し、「安全で安心な食品」の生産供給体制の確立を促進します。	1	「安全で安心な食品」の生産と供給を促進します。 生産から消費に至る各段階の関係者による自主的な活動を支援し、「安全で安心な食品」の生産供給体制の確立を促進します。	
	(1)	<b>安全・安心な農林畜水産物の生産と供給</b>	(1)	<b>安全・安心な農林水産物の生産と供給</b>	
	①	<b>農薬の適正使用の推進</b> 農薬の安全・適正使用を推進するため、販売者・使用者を対象とした研修会の開催、立入検査・指導、農薬管理指導士の認定を行います。 また、県産農産物の残留農薬の分析を実施し、農薬の適正使用の徹底を図ります。	①	<b>農薬の適正使用の推進</b> 農薬の安全・適正使用を推進するため、販売者・使用者を対象とした研修会の開催、立入検査・指導、農薬管理指導士の認定を行います。 また、県産農産物の残留農薬の分析を実施し、農薬の適正使用の徹底を図ります。	
	②	<b>肥料の適正使用の推進</b> 土壌診断及び施肥基準に基づくたい肥・肥料等の適正施肥管理を指導します。	②	<b>肥料の適正使用の推進</b> 土壌診断及び施肥基準に基づくたい肥・肥料等の適正施肥管理を指導します。	
	③	<b>農林畜水産物の衛生管理指導の推進</b> <u>安全で質の高い農林畜水産物を生産するため、講習会の開催や農場等への立入検査・指導などを通じて、栽培や飼養の適切な管理を指導します。</u>	③	<b>家畜の衛生管理指導の推進</b> 家畜の健康を守ることにより、安全で質の高い畜産物を生産するため、講習会の開催や農場への立入検査・指導などを通じて、適切な飼養管理を指導します。	
	④	<b>トレーサビリティの推進</b> 生産者が農畜産物の生産履歴を記帳し、いつでも公開できるよう生産者組織、生産者に対して記帳運動を展開します。 また、農畜産物の生産段階から流通・販売段階に至る生産流通履歴情報を消費者に提供する取組を支援します。	④	<b>トレーサビリティの推進</b> 生産者が農畜産物の生産履歴を記帳し、いつでも公開できるよう生産者組織、生産者に対して記帳運動を展開します。 また、農畜産物の生産段階から流通・販売段階に至る生産流通履歴情報を消費者に提供する取組を支援します。	
	⑤	<b>GAPの推進</b> 生産者等が、 <u>食品安全・環境保全・労働安全等に関する法律等を遵守し、</u> 産地等の実態に合わせ、生産環境や各作業工程ごとのリスク管理を行うGAPの考え方やその取組の普及啓発に努めます。	⑤	<b>GAPの推進</b> 生産者等が、 <u>安全な農産物の生産のため、産地等の実態に合わせ、生産環境や各作業工程ごとのリスク管理を行うGAPの考え方やその取組の普及啓発に努めます。</u>	
	⑥	<b>「ちばエコ農業」の推進</b> 化学農薬・化学肥料の使用量の低減に取り組む産地の育成を図り、環境負荷を低減する農業を推進します。	⑥	<b>「ちばエコ農業」の推進</b> 化学農薬・化学肥料の使用量の低減に取り組む産地の育成を図り、環境負荷を低減する農業を推進します。	
	⑦	<b>地産地消の推進</b> 消費者ニーズに的確に対応し、新鮮でおいしい、安全・安心な県産農林畜水産物を県民に提供する「 <u>地産地消</u> 」を推進します。	⑦	<b>土産土産の推進</b> 消費者ニーズに的確に対応し、新鮮でおいしい、安全・安心な県産農林水産物を県民に提供する「 <u>土産土産</u> 」を推進します。	
	(2)	<b>HACCPの導入から運用までの指導・支援</b> <u>県内食品関連事業者、また、と畜場や食鳥処理場の関係業者などに対し、研修会の開催、監視時の指導・助言等を通じて、HACCP(HACCPの考え方に基づく自主衛生管理を含む)を導入する支援を行います。</u> <u>また、HACCP導入後は、施設における衛生管理記録の確認や適正な運用の指導を実施しフォローアップを図ります。</u>			

ページ	項目番号	新	項目番号	旧
5	(3)	<b>安全・安心な食品等の供給の促進</b> ① <b>製造・加工者に対する衛生管理の指導・支援</b> <u>県の食品衛生監視員は食品衛生推進員に自主衛生管理について指導し、食品衛生推進員がその知識を地元の事業者に普及・啓発することにより、県内全域で自主衛生管理が推進されるよう図ります。</u> <u>また、学校給食施設に対しては、調理場の視察や研修等を通じて、衛生管理や栄養管理体制の強化を図るための意識向上と、食品衛生に関する正しい知識の啓発に努めます。</u> ② <b>流通・販売者に対する支援</b> 食の国際化、広域流通の時代を迎え、ますます多様化する食品及び消費者のニーズに対応するため、食品等の流通・販売時における安全性を確保することが大切です。 このため、食品等の流通・販売過程における取扱いや保存管理等について普及・啓発し、安全性の確保について自主衛生管理を徹底するよう支援します。	(2)	<b>安全・安心な食品等の供給の促進</b> ① <b>製造・加工者に対する衛生管理の指導・支援</b> <u>製造・加工者に対し、HACCPの承認を得た施設における衛生管理記録の確認や指導を徹底するとともに、承認施設以外の施設におけるHACCP方式の導入や考え方を取り入れた手法の導入の指導を行い、自主衛生管理を行うよう情報提供や啓発に努め支援します。</u> ② <b>流通・販売者に対する支援</b> 食の国際化、広域流通の時代を迎え、ますます多様化する食品及び消費者のニーズに対応するため、食品等の流通・販売時における安全性を確保することが大切です。 このため、食品等の流通・販売過程における取扱いや保存管理等について普及・啓発し、安全性の確保について自主衛生管理を徹底するよう支援します。
	2	<b>生産から消費までの総合的な食品等の監視・指導、検査体制を充実します。</b> 食品等の安全・安心を確保するため、より一層の監視・指導、検査体制の充実を図ります。	2	<b>生産から消費までの総合的な食品の監視・指導、検査体制を充実します。</b> 食品等の安全・安心を確保するため、より一層の監視・指導、検査体制の充実を図ります。
	(1)	<b>生産段階における監視・指導</b> ① <b>農林水産物の農薬適正使用の推進</b> 農薬取締法に基づく農薬の安全・適正使用を図るため、研修会の開催、販売者及び使用者への立入検査の実施、並びに残留農薬分析の実施等により適正使用について指導を行います。 ② <b>畜産物及び養殖水産物の飼料、動物用医薬品の適正使用の推進</b> 畜産物及び養殖水産物の食品としての安全性を確保するため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の適正な運用を図るとともに、 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、医薬品医療機器法）</u> に基づく動物用医薬品の適正な使用について指導を行います。 ③ <b>遺伝子組換え作物とそれ以外の作物との交雑防止に関する措置</b> <u>遺伝子組換え作物等の栽培者に対し、交雑防止に向けて情報の収集・発信を行います。</u>	(1)	<b>生産段階における監視・指導</b> ① <b>農林水産物の農薬適正使用の推進</b> 農薬取締法に基づく農薬の安全・適正使用を図るため、研修会の開催、販売者及び使用者への立入検査の実施、並びに残留農薬分析の実施等により適正使用について指導を行います。 ② <b>畜産物及び養殖水産物の飼料、動物用医薬品の適正使用の推進</b> 畜産物及び養殖水産物の食品としての安全性を確保するため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の適正な運用を図るとともに、薬事法に基づく動物用医薬品の適正な使用について指導を行います。 ③ <b>遺伝子組換え作物とそれ以外の作物との交雑防止に関する指導</b> <u>遺伝子組換え作物等の栽培者に対し、現在、検討中の「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針（仮称）」を策定後これに基づき、交雑防止に関する指導を行います。</u>
	(2)	<b>製造・加工、流通・販売段階における監視・指導の推進</b> 食品等の製造・加工、流通・販売などを行う施設に対し、食品衛生法に定められた製造・加工方法、保存方法、及び食品衛生法施行条例で定められている施設の衛生基準について監視・指導を実施します。 特に、食中毒事故等が発生した際に大きな影響を及ぼす食品流通拠点である卸売市場や大量調理施設などの大規模施設に対し、計画的かつ重点的な監視・指導を行います。 また、食品添加物等の化学物質を使用する食品製造業や牛乳等の処理業に対しても監視・指導を実施し、県産品による事故及び違反食品の発生を防止し、安全で衛生的な食品の製造販売を指導します。 <u>さらに、農産物検査法に基づき、米や麦、大豆などの農産物の公正かつ円滑な規格取引や品質の改善を推進するために、県域の登録検査機関に係る適正な登録業務の実施とその登録検査機関に係る監視・指導を実施します。</u>	(2)	<b>製造・加工、流通・販売段階における監視・指導の推進</b> 食品等の製造・加工、流通・販売などの施設について、食品衛生法に定められた製造・加工方法、保存方法、施設の衛生基準についての監視・指導、衛生的取扱いについての指導を推進します。 特に、食中毒事故等が発生した際に大きな影響を及ぼす食品流通拠点である卸売市場や大量調理施設などの大規模施設に対し、計画的かつ重点的な監視・指導を行います。 また、食品添加物等の化学物質を使用する食品製造業や牛乳等の処理業に対しても監視・指導を実施し、県産品による事故及び違反食品の発生を防止し、安全で衛生的な食品の製造販売を指導します。

ページ	項目番号	新	項目番号	旧
6	(3)	<b>県内に流通する食品等の安全性の確保（違反食品の排除）</b> 年々増加する輸入食品をはじめ、県内に流通する食品等について、残留農薬、添加物など、計画的に検査を行い、国や他の地方公共団体と連携し、違反食品などの排除を行います。 <u>また、国や関係機関と連携し、県産農林畜水産物や県内市場流通食品の放射性物質検査を行い、県民の安心確保に努めます。</u>	(3)	<b>県内に流通する食品等の安全性の確保</b> 年々増加する輸入食品をはじめ、県内に流通する食品等について、残留農薬、添加物など、計画的に検査を行い、国や他の地方公共団体と連携し、違反食品などの排除を行います。
	(4)	<b>食品表示の適正化の推進</b>	(4)	<b>食品表示の適正化の推進</b>
	①	<b>食品表示法に基づく表示の適正化及び監視・指導の強化</b> 食品の原材料、原産地、保存方法、消費期限、 <u>栄養成分表示</u> などの表示は、消費者が食品を購入する際の唯一で重要な情報源であり、適正な表示がなされていなければなりません。 <u>このため、国の関係機関や消費者センター等と連携し、食品を製造・販売する事業者等に対し、食品表示法に基づく監視・指導を行います。</u>	①	<b>食品衛生法、JAS法などに基づく表示の監視・指導の強化</b> 食品の原材料、原産地、保存方法、消費期限などの表示は、消費者が食品を購入する際の唯一で重要な情報源であり、適正な表示がなされていなければなりません。 <u>このため、食品衛生法に基づく監視・指導の強化やJAS法による啓発・指導の強化、食品表示ウォッチャーによる継続的なモニタリングを通じ、食品販売店における適正な表示の徹底を図ります。</u>
	②	<b>添加物、遺伝子組換え、アレルギー物質などの表示の適正化</b> 県内で製造・流通する食品等について、食品衛生法で定められている <u>添加物等の規格基準</u> や遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品の検査の充実を図り、違反食品などの排除に努めるとともに、検査結果に基づき遺伝子組換え食品やアレルギー物質を含む食品などの表示の適正を確認、指導します。	②	<b>添加物、遺伝子組換え、アレルギー物質などの表示の適正化</b> 県内で製造・流通する食品等について、食品衛生法で定められている規格基準や遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品の検査の充実に努め、違反食品などの排除に努めるとともに、検査結果に基づき遺伝子組換え食品やアレルギー物質を含む食品などの表示の適正を確認、指導します。
	③	<b>食品の適正表示のための普及・啓発の推進</b> <u>県民や食品関連事業者等からの相談にはワンストップサービスでわかりやすく説明し、また、食品関連事業者への研修会やパンフレットなどによる広報活動を行うことにより、適正な食品表示について普及・啓発を図ります。</u>	③	<b>食品の適正表示のための普及・啓発の推進</b> <u>食品製造施設や販売店への監視や巡回時の啓発・指導のほか、食品表示について、県民や事業者からの相談や食品関連事業者などへの研修会などの機会を捉えて、適正な食品表示の促進を図ります。</u>
	(5)	<b>食の安全に対する検査体制の充実</b> 腸管出血性大腸菌O157やノロウイルス、遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品など、検査の対象となる微生物や化学物質等の多様化や検査技術の高度化・専門化に対応するため、食品検査機能の充実を図り、併せて、 <u>営業者が行う自主検査への技術支援を行います。</u> <u>また、食品衛生法施行規則第37条の規定により、精度管理、外部精度管理調査、及び信頼性確保部門による内部点検を定期的に実施します。</u>	(5)	<b>食の安全に対する検査体制の充実</b> 腸管出血性大腸菌O157やノロウイルス、遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品など、検査の対象となる微生物や化学物質等の多様化や検査技術の高度化・専門化に対応するため、食品検査機能の充実を図ります。 <u>また、営業者が行う自主検査への技術支援を行います。</u>
	(6)	<b>BSE対策の推進</b> 生産段階において、 <u>適切な飼料規制（肉骨粉等の使用禁止）を行うとともに、死亡牛等のBSE検査を実施し、牛の個体識別制度の適切な実施を指導します。</u> と畜段階において、 <u>国産牛の特定危険部位の除去等適正な処理を行うことにより、BSE発生リスクがほとんどなくなることから、BSEスクリーニング検査は症状がある国産牛のみを対象に実施することとします。</u> <u>また、牛肉加工処理段階においても特定危険部位の除去等適切な処理について監視・指導を行います。</u>	(6)	<b>BSE対策の推進</b> 生産段階において、死亡牛等のBSE検査を実施し、牛の個体識別制度の適切な実施を指導します。 と畜段階において、 <u>BSEスクリーニング検査を実施するとともに、牛肉の加工処理段階も含め、特定危険部位の除去等適正な処理について、監視指導を行います。</u>

ページ	項目番号	新	項目番号	旧
7	(7)	<b>遺伝子組換え食品に対する監視・指導の実施</b>	(7)	<b>遺伝子組換え食品に対する監視・指導の実施</b>
		遺伝子組換え作物等を食品や食品の原材料として使用する場合は、国による安全性の審査を受ける必要があります。さらに、承認された食品については、法に基づき適正な表示がなされなければなりません。 このため、加工食品を対象に、計画的に検査を行い、適正な表示の監視・指導を実施します。		遺伝子組換え作物等を食品や食品の原材料として使用する場合は、国による安全性の審査を受ける必要があります。さらに、承認された食品については、法に基づき適正な表示がなされなければなりません。 このため、加工食品を対象に、計画的に検査を行い、適正な表示の監視・指導を実施します。
	3	<b>消費者の安心・信頼の確保と関係者の相互理解を促進します。</b>	3	<b>消費者の安心・信頼の確保と関係者の相互理解を促進します。</b>
		消費者の視点に立った正確でわかりやすい情報の提供と正しい知識の普及・啓発に努め、関係者の相互理解を促進します。		消費者の視点に立った正確でわかりやすい情報の提供と正しい知識の普及・啓発に努め、関係者の相互理解を促進します。
	(1)	<b>情報提供、広報活動の充実</b>	(1)	<b>情報提供、広報活動の充実</b>
		県民に対し、食の安全・安心に関する情報について、迅速に、また的確な時期に提供・公表するとともに、情報の共有化を図り、広報紙やマスメディアを通じた情報提供の充実を図ります。		県民に対し、食の安全・安心に関する情報について、迅速に、また的確な時期に提供・公表するとともに、情報の共有化を図り、広報紙やマスメディアを通じた情報提供の充実を図ります。
	(2)	<b>食の安全・安心に関する相談窓口体制の充実</b>	(2)	<b>食の安全・安心に関する相談窓口体制の充実</b>
		県民や食品関連事業者からの相談や通報に速やかに対応するため、関係部署の連携を充実します。		県民や食品関連事業者からの相談や通報に速やかに対応するため、関係部署の連携を充実します。
	(3)	<b>情報の共有化と関係者間の連携強化</b>	(3)	<b>情報の共有化と関係者間の連携強化</b>
	①	<b>すべての関係者との連携</b>	①	<b>すべての関係者との連携</b>
		フォーラムや意見交換会などを通して、情報や意見の交換を行うことにより、すべての関係者相互間の情報の共有と理解の促進を図ります。		フォーラムや意見交換会などを通して、情報や意見の交換を行うことにより、すべての関係者相互間の情報の共有と理解の促進を図ります。
	②	<b>消費者、食品関連事業者、学識経験者の連携</b>	②	<b>消費者、食品関連事業者、学識経験者の連携</b>
		食品の生産・製造・加工、流通、消費の各段階の関係者及び学識経験者で構成する「千葉県食品等安全・安心協議会」において、食品等の安全・安心の確保に係る情報や意見の交換のもとに、協議、検討し、施策への提言などを行います。		食品の生産・製造・加工、流通、消費の各段階の関係者及び学識経験者で構成する「千葉県食品等安全・安心協議会」において、食品等の安全・安心の確保に係る情報や意見の交換のもとに、協議、検討し、施策への提言などを行います。
	③	<b>県庁内関係部局の連携</b>	③	<b>県庁内関係部局の連携</b>
	食に係る県庁内関係課で構成する「千葉県食の安全・安心対策会議」を通して、生産から消費に至るまでの一貫した食の総合的な安全・安心確保のための施策等の検討など、連携した対応を図ります。		食に係る県庁内関係課で構成する「千葉県食の安全・安心対策会議」を通して、生産から消費に至るまでの一貫した食の総合的な安全・安心確保のための施策等の検討など、連携した対応を図ります。	
④	<b>食品等の安全・安心に関する危機管理における連携</b>	④	<b>食品等の安全・安心に関する危機管理における連携</b>	
	食品等の安全・安心の確保のため、日ごろから、各担当部局において、危機管理を行うとともに、複数の部局に関連する緊急を要する事案が発生した場合には、関係部局が連携し、迅速に対応します。		食品等の安全・安心の確保のため、日ごろから、各担当部局において、危機管理を行うとともに、複数の部局に関連する緊急を要する事案が発生した場合には、関係部局が連携し、迅速に対応します。	
(4)	<b>食育の推進</b>	(4)	<b>食育の推進</b>	
	子どもたちをはじめ県民が、 <u>農林漁業及び食に関する様々な経験を通じて「食」に関する知識と、「食」を選択する力を習得し</u> 、健全な食生活が実現できるよう、学校や家庭、地域における食育を推進します。		子どもたちをはじめ県民が、「食」や「農」について、正しい知識を得て、 <u>自らが食べ物を選択し、望ましい食習慣を養い</u> 、健全な食生活が実現できるよう、学校や家庭、地域における食育を推進します。	

## 新旧対照表「Ⅴ リスクコミュニケーションの促進」(「新」の修正箇所は全て朱書きにしてあります。)

ページ	項目番号	新	項目番号	旧
9	V	<p>リスクコミュニケーションの促進</p> <p>1 施策を実施する上でのリスクコミュニケーションの推進 食品等の安全・安心の確保は、消費者や食品関連事業者、県などの関係者が、共に力を合わせて取り組んでいくことが必要です。 また、食品等には、健康への影響を及ぼす要因があるという考え方に立ち、この要因が健康に与える可能性や食に関わる課題などについて、すべての関係者が相互に理解し、共通した認識を持つことが重要です。 このため、食品等の安全・安心の確保に関する施策を実施するにあたっては、わかりやすい適切な情報の提供や、意見の交換を行うリスクコミュニケーションを促進することにより、関係者が共通した認識の下、協議して、施策を推進していくことが必要です。</p> <p>2 リスクコミュニケーションにおける食品関連事業者、消費者との協力 消費者の視点に立ち、食品関連事業者が行う、安全で安心できる食品の正確でわかりやすい情報の提供と消費者等への正しい知識の普及・啓発を支援します。 また、食品等の安全・安心の確保に係る相互の理解を深めるため、情報や意見の交換を行うとともに、関係者間の連携強化を支援します。</p> <p>3 効果的なリスクコミュニケーションのあり方の検討 食品等の安全・安心に関するさまざまな問題に対応し、県民が安全で安心な食生活を営むためには、食品等には健康に影響を及ぼす要因があるという考えに立った情報を提供する必要があります。このため、これらの情報提供のあり方等について、検討していくことが必要です。 また、適切かつ効果的なリスクコミュニケーションを行うため、千葉県食品等安全・安心協議会において、県で実施したリスクコミュニケーションについての評価を行い、今後のリスクコミュニケーションの実施方法等の検討を行います。</p>	V	<p>リスクコミュニケーションの促進</p> <p>1 施策を実施する上でのリスクコミュニケーションの推進 食品等の安全・安心の確保は、消費者や食品関連事業者、県などの関係者が、共に力を合わせて取り組んでいくことが必要です。 また、食品等には、健康への影響を及ぼす要因があるという考え方に立ち、この要因が健康に与える可能性や食に関わる課題などについて、すべての関係者が相互に理解し、共通した認識を持つことが重要です。 このため、食品等の安全・安心の確保に関する施策を実施するにあたっては、わかりやすい適切な情報の提供や、意見の交換を行うリスクコミュニケーションを促進することにより、関係者が共通した認識の下、協議して、施策を推進していくことが必要です。</p> <p>2 リスクコミュニケーションにおける食品関連事業者、消費者との協力 消費者の視点に立ち、食品関連事業者が行う、安全で安心できる食品の正確でわかりやすい情報の提供と消費者等への正しい知識の普及・啓発を支援します。 また、食品等の安全・安心の確保に係る相互の理解を深めるため、情報や意見の交換を行うとともに、関係者間の連携強化を支援します。</p> <p>3 効果的なリスクコミュニケーションのあり方の検討 食品等の安全・安心に関するさまざまな問題に対応し、県民が安全で安心な食生活を営むためには、食品等には健康に影響を及ぼす要因があるという考えに立った情報を提供する必要があります。このため、これらの情報提供のあり方等について、検討していくことが必要です。 また、適切かつ効果的なリスクコミュニケーションを行うため、千葉県食品等安全・安心協議会において、県で実施したリスクコミュニケーションについての評価を行い、今後のリスクコミュニケーションの実施方法等の検討を行います。</p>

## 新旧対照表「VI 基本方針をより効果的に実現するための体制」(「新」の修正箇所は全て朱書きにしてあります。)

ページ	項目番号	新	項目番号	旧
10	VI	<p>基本方針をより効果的に実現するための体制</p> <ol style="list-style-type: none"><li>千葉県食品等安全・安心協議会 生産、製造・加工、流通、消費の各分野の代表者に学識経験者を加えた委員で構成する「千葉県食品等安全・安心協議会」においては、食品等の安全・安心の確保に関する事項や施策への提案制度に対する検討、効果的なリスクコミュニケーションの実施方法の検討、施策の実施状況の検証などを行い、県の施策への提言等を行います。</li><li>千葉県食の安全・安心対策会議 総合的な安全・安心確保のための施策等の検討や緊急を要する事案が生じた場合などは、食品等の安全・安心についての基幹会議として関係部局で構成する「千葉県食の安全・安心対策会議」において検討し、機動的かつ迅速な対応を図ります。</li><li>国や他の自治体との連携 増加する輸入食品の安全性や広域に発生する大規模な食中毒事件などに対応するためには、国や他の都道府県等との連携が不可欠であり、これらの関係機関と密に情報交換をして対策にあたります。</li><li>基本方針の見直し 科学技術等の発展により、食品の製造・加工技術や食品中の有害物質などの検査方法等は、常に変化しています。 <u>また、国際情勢も踏まえ、全ての事業者へのHACCPの義務化等、食品の衛生管理手法についても、大きな変化を迎えようとしています。</u> <u>本方針は、これらの社会的背景の変化に対応し、食品等の安全・安心について最善のものであることが求められることから、「千葉県食育推進計画」等、その他の県の方針も踏まえつつ、必要に応じ、随時見直しを行います。</u></li></ol>	VI	<p>基本方針をより効果的に実現するための体制</p> <ol style="list-style-type: none"><li>千葉県食品等安全・安心協議会 生産、製造・加工、流通、消費の各分野の代表者に学識経験者を加えた委員で構成する「千葉県食品等安全・安心協議会」においては、食品等の安全・安心の確保に関する事項や施策への提案制度に対する検討、効果的なリスクコミュニケーションの実施方法の検討、施策の実施状況の検証などを行い、県の施策への提言等を行います。</li><li>千葉県食の安全・安心対策会議 総合的な安全・安心確保のための施策等の検討や緊急を要する事案が生じた場合などは、食品等の安全・安心についての基幹会議として関係部局で構成する「千葉県食の安全・安心対策会議」において検討し、機動的かつ迅速な対応を図ります。</li><li>国や他の自治体との連携 増加する輸入食品の安全性や広域に発生する大規模な食中毒事件などに対応するためには、国や他の都道府県等との連携が不可欠であり、これらの関係機関と密に情報交換をして対策にあたります。</li><li>基本方針の見直し 科学技術等の発展により、食品の製造・加工技術や食品中の有害物質などの検査方法等は、常に変化しています。 <u>食品等の安全・安心について最善のものであることが求められます。</u> <u>また、「千葉県食育推進計画(仮称)」や「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針(仮称)」については、現在、検討中であり、今後、これらの検討も踏まえつつ、必要に応じ、本方針を見直す必要があります。</u></li></ol>